

# 法人だより



ロバートキャンベル氏公開講演会  
「生きる手ごたえを、  
人はどう掴み取ってきたか」

表紙説明はP.26



## 迎春

本年も  
よろしく願いたします。

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

## 1月

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
  - (1) 提出期限…本年最初の給与支払日の前日
  - (2) 提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- 支払調書の提出
  - 提出期限…2月2日
- 源泉徴収票の交付
  - (1) 交付期限…2月2日
  - (2) 交付先…(イ)所轄税務署長  
(ロ)受給者
- 固定資産税の償却資産に関する申告
  - 申告期限…2月2日
- 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
  - 納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- 26年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  - 納期限…1月13日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- 26年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…2月2日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月2日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月2日
- 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…2月2日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月2日

- 給与支払報告書の提出
  - (1) 提出期限…2月2日
  - (2) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
  - (3) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

## 2月

- 26年分所得税の確定申告(2月16日から3月16日まで)
- 26年分贈与税の申告(2月2日から3月16日まで)
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  - 納期限…2月10日
- 26年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…3月2日
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月2日
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月2日
- 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…3月2日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月2日

- 所得税確定損失申告書の提出期限…3月16日
- 26年分所得税の総収入金額報告書の提出
  - 提出期限…3月16日
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
  - 申請期限…3月16日
  - 延納期限…6月1日
- 個人の青色申告の承認申請
  - 申請期限…3月16日(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 26年分贈与税の申告
  - 申告期間…2月2日から3月16日まで
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
  - 申告期限…3月16日
- 国外財産調書の提出…3月16日
- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  - 納期限…3月10日
- 個人事業者の26年分の消費税・地方消費税の確定申告
  - 申告期限…3月31日
- 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…3月31日
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(26年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月31日
- 法人・個人事業者(26年12月分及び27年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月31日
- 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…3月31日
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月31日

## 3月

- 26年分所得税の確定申告
  - 申告期間…2月16日から3月16日まで
  - 納期限…3月16日

## 目次

税務カレンダー	1
新年のごあいさつ	2
秋の表彰等受賞者紹介	3
税制改正に関する提言活動	4
税に関する高校生の作文	5
中学生の税についての作文	6
「税を考える週間」関連事業	7
経営のヒント	
マイナンバー法が施行されると	
税・社会保険の実務はどう変わるのか	9
価格を下げずに売る	11
健康情報	
「誰のために仕事をしているのか」を考えてみよう	12
最近の話題から	
従業員第一の経営こそ成長の基本	13

次世代の有人潜水船開発／	
1万2千mの潜航能力／超深海の資源探査に挑む	14
部会だより	15
地区会だより	16
会員企業紹介	17
税理士会コーナー	
確定申告における税務支援事業と税理士	
【税理士 羽鳥幸生】	19
経営寸話【税理士 伊藤 明】	20
税務署コーナー	
相続税のしくみ	21
相続税の申告Q & A	22
確定申告書自作の勧め／確定申告会場のお知らせ	23
行政県税事務所からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介	25
お知らせ・表紙説明	26

新年のごあいさつ

一般社団法人  
高崎法人会  
会長 信澤 卓



新年あけましておめでとう  
ございます。会員の皆様  
におかれましては、健やかに  
新年をお迎えのことと心  
からお慶び申し上げます。

昨年は2月のかつてない  
大雪で、多大な被害を受け  
られた会員企業も多いと思  
います。

4月には消費税増税により  
消費の停滞感がある中、円  
安基調が続き一部大企業は  
その恩恵を受けているよう  
ですが、地方の中小企業に  
おいては、アベノミクスの効  
果を実感することなく新年  
を迎えることとなりました。

本年10月に予定されてい

ました消費税10%への増  
税は延期となりましたが、  
年末行われまました選挙の影  
響がどのようにに経済に影響  
が出るか期待と不安がござ  
います。

特に消費税10%が実施さ  
れないことにより必要とな  
る財源が確保されなくなる  
ため、地方自治体の各種福  
祉制度の縮小等が考えら  
れ、住民の生活への影響が  
必至ではなかるうかと思わ  
れます。

高崎法人会といたしまし  
ては、公開講演会等の公益  
事業の充実を図るとも  
に、会員企業の親睦を図る  
企画を積極的に進めてまい  
りたいと考えております。

結びに、この新しい年が  
皆様にとりまして輝かしい  
年となりますことをご祈念  
いたしまして、新年のご挨拶  
といたします。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

一般社団法人 高崎法人会



女性部会長	青年部会長	優良法人特別部会世話人代表	吉井地区会長	赤城地区会長	北橋地区会長	新町地区会長	倉渕地区会長	子持地区会長	榛東地区会長	吉岡地区会長	箕郷地区会長	伊香保地区会長	松井田地区会長	榛名地区会長	安中地区会長	副会長・群馬地区会長	副会長・渋川地区会長	副会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会長・高崎地区会長
-------	-------	---------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	--------	------------	------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----------

他役職員一同	宮田麻子	川鍋太志	富沢好隆	高柳正行	茂木眞吉	今井健介	関根満洲夫	牧野茂実	兵藤和男	志村優亘	中澤佳誠	柳澤佳雄	森田祥男	中嶋祥司	久保田悦樹	中島直男	大嶋孝男	町田久一	横田貞一	立見壽士	竹内功郎	嶋方徳郎	市川武卓
--------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	------

法人会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度

ご加入のおすすすめ

中小企業向け貸倒保証制度 ご採用のメリット

貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。

与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に保険会社の審査がわり、取引先に対する与信管理の充実・向上が図れます。

法人会

会員企業専用プラン。  
是非ご利用ください。



ご連絡先・お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社  
群馬支店 高崎支社 (担当：吉田)  
〒370-0045  
高崎市東町80 群馬トヨタビル5F  
TEL027-323-4332 FAX027-327-4046



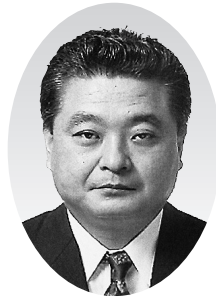
## 新年のごあいさつ

関東信越税理士会 高崎支部

支部長 石井 明

新年あけましておめでとう  
ございます。平成27年の年頭に  
当たり、謹んで新年のお慶び申  
し上げます。  
貴会とは、申告納税制度の下、  
常日頃から、納税道義の高揚と  
「租税教育セミナー」等地域社会  
貢献活動や各種研修会の開催  
など、幅広く協力し合って事業  
活動を展開してまいりました。  
昨年で3年を迎えた「税を考  
える週間」の早朝ティッシュ配  
りも定着し、高崎駅には、税務  
署、県税事務所、法人会、税理士  
会から、昨年度より参加人数増  
の60名程が、早朝7時〜8時ま

での間に『ぐんまちゃん』の参  
加もあり、約5,000個を手  
渡す事ができました。  
昨年、年度末には、安倍政権2  
年を問い、これからの4年間で  
託す衆議院選挙が行なわれ、所  
謂デフレ脱却をめざす「アベノ  
ミクス」が争点となりました。景  
気回復の観点から消費税増税が  
平成29年4月に延期されたわけ  
ですが、社会保障費等財政再建  
はますます予断を許さぬ状況が  
本年も続くかと思われ、貴  
会との協力の下、地域経済発展  
に寄与することを祈念し、年頭  
の挨拶とさせていただきます。



## 新年のごあいさつ

高崎税務署

署長 吉田 福一

新年明けましておめでとう  
ございます。一般社団法人高崎  
法人会の皆様方には、お健やか  
に新春をお迎えのことと心よ  
りお慶び申し上げます。  
貴会におかれましては、正し  
い税知識の普及と納税道義の高  
揚を図るため、各種講演会や研  
修会の開催、租税教室への講師  
派遣、税に関する絵はがきの募  
集などに熱心に取り組まれてお  
り、税務行政に携わる私どもと  
いたしまして、大変心強く  
思っております。引き続き、適  
正・公平な課税と期限内納税の  
実現に向けて各種施策に取り組

む私どもの良き理解者として、  
温かいご支援とご協力を賜りま  
すようお願い申し上げます。  
年も改まり、所得税等の確定  
申告の時期となります。貴会会  
員企業の役員並びに社員の皆  
様で確定申告が必要な場合に  
は、是非e-ITaxや国税庁HP  
によるICTをご利用いた  
だきますようお願い申し上げ  
ます。  
結びに、一般社団法人高崎法  
人会の益々のご発展と、会員の  
皆様方のご健勝、事業のご繁栄  
をお祈り申し上げ、新年のご挨拶  
とさせていただきます。



久保田悦司  
理事  
榛名地区会長  
久保田モーター㈱



神山 勝  
理事  
中尾支部長  
㈱神明電気

高崎行政県税事務所長表彰



林 進  
理事  
長野郷支部長  
㈱林製作所



嶋方 徳郎  
副会長  
広報委員長  
㈱テクノアート

群馬県税務功労者表彰

本年度秋の表彰等の栄誉に浴された役員の皆様を  
ご紹介いたします。

## 平成二十六年 秋の表彰等受賞者紹介

(敬称略・順不同)



兵藤 和男  
理事  
子持地区会長  
㈱兵藤工務店



市川 悟  
理事  
倉賀野支部長  
I P F㈱



嶋方 徳郎  
副会長  
広報委員長  
㈱テクノアート

高崎税務署長表彰



# 税制改正に関する提言活動

※全国各地域の法人会で、  
税制改正に関する提言  
活動を行いました。

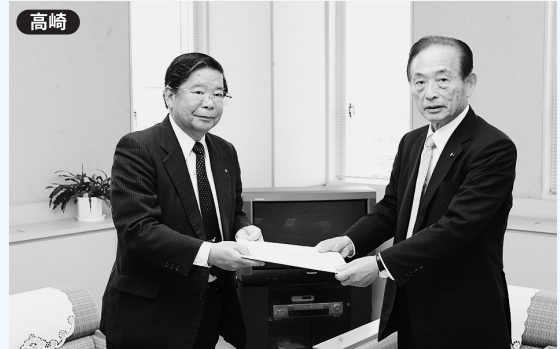


## 平成 27 年度 税制改正に関する提言



高崎

左から富岡高崎市長、横田税制委員長



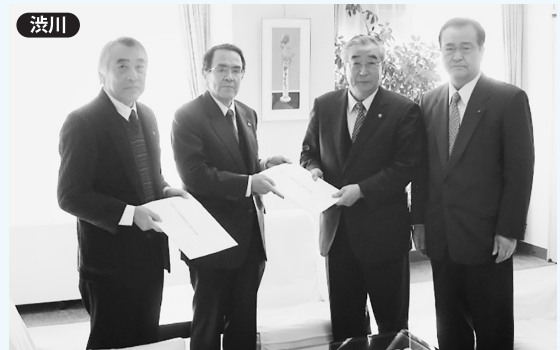
高崎

左から横田税制委員長、柴田高崎市議会議長

### 要望先一覧

(高崎税務署管内)	高崎市長	富岡 賢治氏
	高崎市議会議長	柴田 正夫氏
	渋川市長	阿久津貞司氏
	渋川市議会議長	都丸 政行氏
	安中市市長	茂木 英子氏
	安中市議会議長	伊藤 清氏

※12月14日の衆議員選挙の結果を受けて、  
後日、対象となる議員様へ提言活動を行いました。



渋川

山田渋川副地区会長、町田副会長、阿久津渋川市長、  
都丸渋川市議会議長

「平成27年度税制改正に関する提言」のポイントを説明し、その実現を求めました。

※詳しい平成 27 年度の提言につきましては、法人だより 154 号または、高崎法人会ホームページに掲載しております。

会員一社一社の力が集まり、この様な活動が行えます。  
今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い致します。



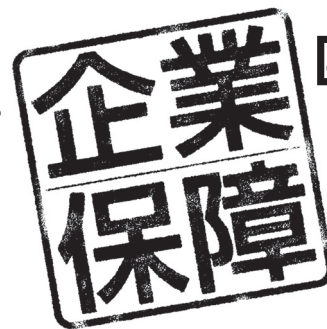
安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約 36 万社

※平成25年度末、当社調べ。  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。



大同生命 群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



高崎税務署長賞

# 「税について思うこと」

新島学園高等学校二年

金庭 愛さん

改めて考えてみると私は、税について、あまり関心を持っていないと思いましたが、今年4月に消費税率の引き上げが有り初めて、生活していくうえの身近なこととして関心を持つようになりました。関心を持つと、税を抜きにしては今のような生活が出来ないことを改めて知りました。働けば「所得税」や「住民税」がかかります。家を持てば「不動産取得税」、車を購入すれば「自動車税」がかかります。このように私からしてみれば、かなり高額な税金を納めていることを知りました。これは、憲法で国民の義務として定められているからです。しかも、

小中学校で使う教科書の無償配付、図書館での本の貸し出し、ゴミ収集や救急車の利用、道路や下水道の整備等、全てに個人負担がかなり、生活にくい日本になってしまおうと思います。今の日本の生活を考えると納税は、生活しやすい仕組みになっていくことを知りました。

先日、町から各家庭に配られた給付金のチラシを見ました。これは消費税率の引き上げによって、納税の一部を二種類の給付金に使うというものでした。「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」です。所得の低い人と子育て世帯の消費税率の引き上げによる負担を緩和するというものです。また、来年度から子育て支援の制度も変わると聞いています。

四十万人の保育の受け皿を確保して、待機児童解消を目指すそうです。そのよ



うなことに税金が使われるのであれば、学生にとって消費税分の金額は大きいけれど、税金に対する考え方が変わります。

これから大人になって、仕事を始めれば消費税の他にも納税が始まります。しっかりと仕事のできる大人になって、私も税金の納められる大人になりたいと思いました。

そして、政府はこれからも、国民の生活が緩和できる税金の使い方を考え、全ての人が生活しやすい日本になっていくてくれたらと強く思いました。

## 中学生の「税の作文」

受賞者一覧

(敬称略・順不同)

### 税に関する高校生の作文

【高崎税務署長賞】

「税について思うこと」

新島学園高等学校

2年 金庭 愛

「税が担う日本の未来」

群馬県立高崎商業高等学校

3年 清水 葉月

【群馬県租税教育推進協議会長賞】

「暮らしと税金」

群馬県立渋川高等学校

2年 代田 魁都

【高崎税務署管内租税教育推進協議会長賞】

「税を通して私たちの生活を考える」

新島学園高等学校

2年 樋口 大聖

### 中学生の税についての作文

【群馬県納税貯蓄組合連合会長賞 銀賞】

「アメリカへの切符」

高崎市立南八幡中学校

3年 吉田 未奈

【群馬県納税貯蓄組合連合会長賞 銅賞】

「安心した暮らしと税金」

渋川市立古巻中学校

2年 今井 菜月

「税について考える」

高崎市立第一中学校

3年 濱田 茜

【群馬県納税貯蓄組合連合会長賞 優秀】

「身近な税金」

高崎市立南八幡中学校

3年 小根久保 礼央

「税金があるから」

新島学園中学校

3年 小林 千紗

「納税と価値観」

安中市立第一中学校

3年 齊藤 侑夏

群馬県納税貯蓄組合連合会長賞 銀賞

# 「アメリカへの切符」

高崎市立南八幡中学校三年

吉田 未奈さん

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。」

この言葉は、普段私たちが使っている教科書の全てに書かれている言葉です。私が初めてこの言葉を目にした時、とても驚いたのを覚えています。本来ならば多額であろうお金がかかるのにも関わらず、国民から納められた貴重な税金によって無償で支給されている。このことから、将来、日本を背負う私たちに對しての願いや期待が感じられました。このように、未来の日本のために、私たち学生に使われている税金は他にもあります。

昨年夏、私は高崎市で行われている「国際交流派遣」に参加し、アメリカのセントジョージという所に、十一日間、ホームステイさせていただきました。現地では、セントジョージ市を観光したり、大学で英語の研修をしたりしました。有名な二つの国立公園にも行き、感動させられました。このように、私たちは、現地で大変貴重な体験をさせてもらいました。ですが、実は、この派遣団の旅費の一部は、税金によって賄われていたのです。私は、このことを後になつてから知り、とても驚きました。私たちは、誰かが一生懸命働いて得たお金を使っ

て、アメリカへ行かせてもらっていたのです。そして、たくさんの素晴らしい経験をし、自分の視野を広げることができました。誰かが納めた貴重な税金を使つてまで、このような体験をさせてもらえるということには、私たちに、グローバルな視点で物事を見つめ、異文化を理解する心を養いそれを将来、国のために、世界ののために、役立たせてほしい、というメッセージが込められているのだと思います。私たちは、税金を納めている全ての人に感謝しなければなりません。この国際交流派遣を通して、自分自身を成長させることができたのですから。たった十一日という間でしたが、以前とは考え方物事の見方が変わりました。国際交流派遣のおかげです。このように、私たち学生がより良い環境で学習することができたり、良い体験

をさせてもらうことができるのは、「税金」のおかげなのです。私たちは、誰かが一生懸命働いたお金を使つて、現在、整った環境で学習することができています。このことを、決して忘れず、感謝の心を常に持ち、税金をムダにしないように、私たちも精一杯学習する必要があります。そして、大人になった時、しっかりと国を支え、学生たちのために税金を納めるのです。今まで、私たちがしてきたもらったのと同様に。



- 「税金と私」  
高崎市立洪川中学校  
1年 須田 結子
- 「税金の使われ方について」  
安中市立第一中学校  
1年 関 井 希
- 「知の宝庫図書館」  
新島学園中学校  
3年 星 田 希望
- 【高崎税務署長賞】  
「私たちの生活を創る税金」  
高崎市立第一中学校  
3年 井 田 茅 那
- 「税に感謝」  
高崎市立子持中学校  
3年 塩 野 開生
- 【群馬県高崎行政県税事務所長賞】  
「税金と納税の見方」  
安中市立第二中学校  
3年 中 島 彩 花
- 【群馬県高崎行政県税事務所長賞】  
「税の大切さ」  
吉岡町立吉岡中学校  
3年 大 友 和 泉
- 【高崎税務署管内  
租税教育推進協議会長賞】  
「税金の大切さ」  
高崎市立古巻中学校  
2年 福 島 ゆらら
- 「平和な税金」  
高崎市立吉井西中学校  
2年 前 川 泉
- 【高崎市教育長賞】  
「税金と私たち」  
高崎市立南八幡中学校  
3年 太 田 葉 月
- 【渋川市教育長賞】  
「身近な税」  
渋川市立赤城南中学校  
3年 下 田 美沙樹
- 【安中市教育長賞】  
「税のことを学んだら」  
新島学園中学校  
3年 齋 藤 理 奈
- 【榛東村教育長賞】  
「税」によって成り立つ幸せ」  
榛東村立榛東中学校  
3年 清 水 優 人
- 【吉岡町教育長賞】  
「税」  
吉岡町立吉岡中学校  
3年 堂 場 あすか

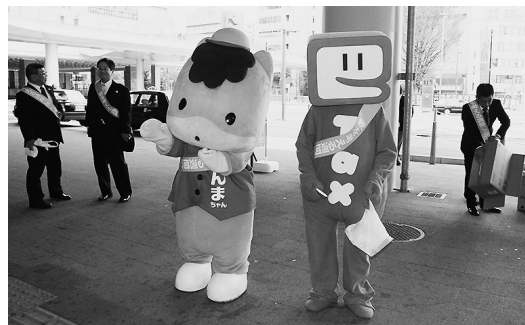
11/11  
11/17

## 「税を考える週間」 関連事業

平成26年度税を考える週間（11月11日～17日）の関連事業として、高崎法人会ではポケットティッシュ配布による街頭PR運動や、ロバート キャンベル氏による公開講演会などを実施しました。

### 税を考える週間PR運動 ポケットティッシュ配布

11月11日(火)高崎駅東口及び西口にて、高崎法人会、高崎税務署、税理士会高崎



支部、高崎行政県税事務所の4者合同で税を考える週間のPR運動として、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品をプリントしたオリジナルポケットティッシュの配布を行いました。

高崎法人会、高崎税務署をはじめとする各団体の役員が、国税庁キャラクターの「イータ君」、群馬県のキャラクターの「ぐんまちゃん」と共に、午前7

時より配布を開始し、通勤・通学途中の方々に挨拶とPRの声掛けをしつつ、5000個のポケットティッシュを配布しました。

### ロバートキャンベル氏 公開講演会開催

11月14日(火)高崎市総合福祉センターにて、東京大学大学院教授のロバートキャンベル氏をお招きし、「生きる手ごたえを、人はどうつかみ取ってきたか」と題した公開講演会を開催しました。



講演会当日は、会員の方々をはじめ一般の方も含め約180名の方々が聴講に訪れました。

キャンベル氏は、中江兆民や正岡子規の作品を例に挙げ、日本文学の特徴を紹介しつつ、病床にあった2人の作品に共通する、「残りの時間をどうとらえ過ごすか」といったテーマについて解説されました。

また、井上陽水さんの歌詞を例にとり、「未来に向けてカウントダウンする原則に則って書かれるストーリーが日本人に好まれ文化を支えてきた」と話しました。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094



納税表彰式



11月13日(木)イベント高崎において、高崎税務署、高崎行政県税事務所、渋川行政県税事務所、高崎税務署管内税務協力団体連絡協議会(税団協)共催による納税表彰式が行われ、高崎法人会も、税団協の一員として行事に携わりました。

表彰式では、群馬県税務功労者表彰、高崎行政県税事務所長表彰、高崎税務署長表彰等の授与が行われ、当会からも3名の方が受賞されました。(3頁参照)

また、税に関する高校生の作文、中学生の税についての作文の表彰式も行われ、優秀作品2点の朗読も行われました。(5〜6頁参照)

税に関する座談会



11月11日(火)高崎税務署会議室において、高崎税務署と高崎法人会女性部会との「税に関する座談会」が開催されました。

宮田部会長をはじめ女性部会役員と吉田税務署長、菅原副署長、小出統括、林上席が出席し、総勢19名で座談会形式で意見交換を行いました。

吉田署長からは、国税局調査査察部勤務時代の経験談、菅原副署長からは、酒税についての様々なお話を

いただきました。質問をしながら、和やかに進められ有意義な会となりました。

高崎税務署長講演会

優良法人特別部会(松井一雄世話人代表)では、「税を考える週間」に先駆けて、10月24日(金)、高崎税務署長の吉田福一氏をお招きし、税務署長講演会をグランドパティオ高崎において実施しました。

講演会では、「事業承継について」適用要件の緩和や手続きの簡素化」と題し、長年経験をしてきた査察部門の話を中心に、いろいろな事例を挙げながら事業承継について、わかりやすく時には笑い話を織り交ぜながら講演していただきました。

後半に入り窪田国税局課税第一部門資産税課課長補佐から相続及び事業承継について、資料に基づき説明

をしていただきました。個人の相続や事業の承継については、みなさん大変興味がある内容であり資料を確認しながら聞き入っていました。様々な事例を交えてご講演いただき、大変興味深い内容でした。



法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —  
新 生きるための  
がん保険 Days

がん保険なら



医療保険なら



— 法人会 —  
ちゃんと応える  
医療保険  
EVER

■引受保険会社(お問い合わせ先)

**Aflac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

特定社会保険労務士 小島信一

# 個人番号 法人番号 マイナンバー法が施行されると 税・社会保険の実務はどう変わるのか？

昨年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称…マイナンバー法）」が公布され、来年10月には国民1人に1つの番号（これを個人番号といいますが）が付与されます。本稿では、平成27年10月以降、大きく変わりそうな社会保険・税の会社事務について概説します。

## ●マイナンバー制度とは何か

マイナンバー制度は、簡単にいうとどういふものなのでしょう。内閣官房の資料によると、

「番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤

であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である」と記載されています。

今後、マイナンバー制度は水道や電力、道路などのように、国民生活に欠かせない「インフラ」基盤」になっていくのです。

## ●誰が対象となるのか

マイナンバーの対象は、個人と法人です。

報道等では個人番号に注目が集まっていますが、法人にも番号は付番されます。個人番号は、住民票コードの付番履歴のある日本国民及び中长期在留者、特別永住者、一時庇護者及び仮

滞在許可者、経過滞在者に対して市区町村が付番します。

新生児からお年寄り、外国人に至るまで自分の番号を持つようになるのです。

なお、法人に対しては国、地方自治体、登記している法人、法令に基づき設置されている登記のない法人、納税義務や源泉徴収義務、法定調書の提出義務がある人格のない社団などに国税庁長官が付番して行きます。

## ●マイナンバー法がめざすもの

マイナンバー制度を政府が国民を監視するためのツールと誤解している向きもありませんが、実際のところ法律を読んでみると、そうではないことが分かります。

どちらかというと、社会保険の給付を適切に行いたい、そのために所得等を正確に把握したい、という趣旨になっています。

マイナンバー法によって実現したいことは、次のようなものです。

### ① よりきめ細やかな社会保障給付の実現

例）総合合算制度（仮称）の導入、高額医療制度・高額介護合算制度の現物給付（費用立替をなくす）、給付過誤や給付モレ、二重給付の防止ができる。

### ② 所得把握の制度の向上

番号を使うことで効率的に名寄せ・突合することが可能となるため、所得の把握が容易になる。

### ③ 災害時における活用

例）災害時要援護者リストの作成および更新、災害時の本人確認、医療情報の活用、生活再建への効果的な支援などが考えられる。

### ④ 自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

例）各種社会保険料の支払い、サービスを受けた際に支払った費用の確認、制度改正等のお知らせ、確定申告等の行う際に参考となる情報の確認などができるようになる。

### ⑤ 事務・手続の簡素化、負担軽減

所得証明や住民票の添付省略、医療機関における保険資格の確認の簡素化、法定調書の提出に係る事業者負担の軽減などが考えられる。

### ⑥ 医療・介護サービスの向上

継続的な健康情報・予防接種履歴の確認、乳幼児健康診断履歴の継続的把握における児童虐待の早期発見、難病等への医学研究において、継続的で正しいデータの蓄積が可能、地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易になる、各種行政手続において診断書添付の省略、年金手帳、医療保険証、介護保険証の一元化

などができます。

以上が大綱で記載された今後実現したいことです。

ただ、これらはすぐにはできないもの、法改正が必要なものもあるため、今後少しずつ取扱いが変わってくるようになります。

当面は、⑤の行政事務効率化が始まって行きます。

●民間事業者(企業)が個人番号を利用する場合

民間事業者(企業)は、従業員・顧客・株主などから、個人番号(マイナンバー)を記載した書面などを受け取り、「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」といった法定調書に個人番号を記載した上で、税務署に提出します。

また、年金、健康保険、雇用保険などの各種社会保障手続において、従業員から個人番号を記載した申請書などを受け取り、日本年金機構や健康保険組合などへ提出します。

●今後のスケジュール

マイナンバー法は、平成25年5月31日に公布されました。その後、本年1月1日には特定個人情報保護委員会が設置されるなど、準備は着々と進んでいます。

今後は、平成27年10月をめどに個人番号が各市区町村から通知され、平成28年1月をめどに個人番号の利用が開始される予定です。

なお、番号通知の方法ですが、郵送で、住民票のある住所に「通知カード」によって行われます。

一方、法人番号は平成27年10月以降、書面により国税庁長官から通知される予定です。

また、法人番号はホームページで公開されるようになります。

●実務上の留意点

まずは、自社のマイナンバー対応範囲とスケジュールを確認します。

人事・労政、経理などは当然として、営業の部署は

どうでしょうか。

マイナンバーは顧客や個人の取引先などからも番号を取得する必要があるため、番号について関わる関係部署はどこなのか、を確認します。

次に、社員に対する教育・研修が必要になるでしょう。

マイナンバー制度の概要は、全社的に周知徹底しておくべきです。

なぜなら、マイナンバー法は、すべての民間企業に対して、特定個人情報(マイナンバーのついた個人情報)の取扱いに関する管理義務を置いています。

そして、漏えい等した場合の罰則がかなり厳しいものになっているからです。

個人情報保護法よりも情報の管理等が厳格であることに留意が必要です。

●人事給与、経理関係の部署

社員の所得税の源泉徴収、住民税の特別徴収、社会保険料(健康保険、厚生年金、

法律名	条文番号	届出事項
健康保険法	48条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額および賞与額に関する事項
厚生年金保険法	27条	被保険者の資格取得、喪失、報酬月額および賞与額に関する事項
雇用保険	7条	被保険者の資格取得および喪失
所得税法	225条	利子所得、配当所得に関する支払調書、報酬、料金、契約金、利子等に関する支払調書、損害保険・生命保険の保険金給付に関する支払調書、不動産等の譲渡対価・貸付斡旋手数料の支払調書など
国外送金等支払調書法	4条1項	国外送金等支払調書

介護保険、雇用保険)の納付、被保険者資格及び給付に関する申請や異動等に関する届出においてマイナンバーを利用します。

以上、マイナンバー法について個人番号中心に見てきましたが、法人番号利用についての視点も考慮して

おくといいでしょう。1つの法人に1つの番号が付番されるのですから、法人情報の名寄せ・突合を効率的に行うことができますようになりますし、EDI(電子データ交換)取引等で活用できることが期待されています。

# 価格を下げずに売る

7つの  
購買理由を  
探求せよ



(株)YKKリーダースコンサルティング  
代表取締役 柳澤 一夫

「商品が売れなくなれば、値段を下げてでも売る」。まるで、閉店間際のデパ地下食料品売り場のような売り方をしている営業担当者がいます。

鮮魚店のように、夕方には値段をグリーンと下げる「売り切り型ビジネスモデル」のところで、一般の販売会社のそれは違います。

「これだけ競合商品があつては、見積通りの価格で売れるわけがない」という営業担当者の言い訳が聞こえてきそうです。しかし、本当にそうでしょうか。

そう考える前に、自分の会社の商品はなぜ売れているのか。ここが目の付け所です、最も大事な視点です。

お客様が、自社あるいはライバル会社から買う理由が分かれば、売れないとき

に、どう売ればよいのかが分かるはずですが、このお客様が購入決定する理由のことを、「購買（取引）理由」と呼びます。

購買理由は、一般的に7種類あります。

まずは、「①商品そのもの」で、素材、デザイン、性能といった、まさに商品自体の魅力です。

「②価格」は、安い、あるいは支払い条件が柔軟といった理由です。

「③サービス」は、商品以外の付加価値を指し、営業時間、営業・サービス体制、品揃え、キャラクター、情報発信機能などです。

店舗型ビジネスの場合は、これに立地、駐車スペース、店舗の美化などが加わりま

す。「④人間関係・取引関係」

は、親の代からよく知っている、人間関係ができている、自社商品も買つてもらっている（ギブ&テイク）、親会社からの指示、などです。

「⑤営業担当者」は、担当者の専門知識、提案力、機動力、ホスピタリティ（親切）、個人としての情報力などで、これらは顧客の意思決定を左右します。

「⑥イメージ」は、商品、あるいは会社自体のイメージを指します。とくに、直接消費者に販売している会社では、これに手間も金もかけています。

「⑦安全・安心」は、販売する会社自体の経営の健全性のことで、将来会社が潰れる、または部門縮小などで購入後のアフターサービスを心配したくないという顧客心理からくる理由です。金融機関がディスクロージャー誌で財務健全性を

訴えているのがこれに当ります。肝心なことは、お客様に

よって、または、その商談ごとに、これら購買理由の「優先順位」と「ウエイト」が違ふという点をしっかりと認識することです。

例えば、独立系レストランのケースをみてみます。近所に大手チェーン店が出店し、ジリジリと売上が下がっているとします。さて、あなたはどうか分析しどんな手を打つでしょうか。まずは自店の分析をすることです。

これまで一定の売上があったということは、お客様が求める購買理由に合った商品やサービスが存在したことになりません。顧客アンケートや常連客の声を思い返してください。

もし、「速い」、「禁煙スペースに煙が来ない」、「他では食べられないメニューがある」の順だとしたら、これがあなたのお店の強みです。

「速い」と「禁煙スペースに煙が来ない」は「③サービス」で、「他で食えない

いメニューがある」は「①商品そのもの」が購買理由です。

これらをひとつひとつ客観的にライバル店と比較し、昼夜のピークタイムごとに勝っている理由を明らかにします。

結果、勝っている、優位な理由をさらに磨き込んで、「③サービス」重視のお店を志向していく。

それが難しければ、負けている・劣っている理由をライバル店と同じレベルに揃える策を講じます。あとは、こまめにお客様の声を拾い続ける仕組みを定着させ、定期的にチェックしましょう。これで、勝てる形になります。

商品は価格だけで買われているわけではありません。どこに焦点を合わせて営業するか、です。

購買理由は顧客ニーズそのものであり、自社ビジネスモデルの方向付けを示唆する羅針盤であることを肝に銘じたものです。

# 「誰のために仕事をしているのか」

## を考えてみよう

産業カウンセラー 柏木 勇一

### 嫌な仕事にも意味がある

働く人の相談を受けていると、「今の仕事に意味を感じません」「自分でなければいけない理由が分かりません」という話が出ます。

メーカーで10年以上システム担当として働いている男性と、キャリアの相談というテーマで話し合いました。男性は「自分がしたいことではなかった。辞めようと思います」と切り出しました。

このケースは「仕事の意味とは自分がやりたいこと」と思っているからではないでしょうか。この見方

を「自分の仕事は他人にとつてどんな意味があるのか」とちよつとずらして考えてみると、辛い、やりたくないという考えが変わるはずです。

話題を変えて、例えば母親の子育てを考えてみましょう。「この子のために私がある」と思うから、大変な毎日でも、幸せを感じるはずです。

嫌な仕事と感じているシステムの仕事も「なぜやっているのか」ではなく、「自分が保守管理しているシステムののために製品はスムーズに流れ、お客さんを満足させることにつながっている」と考えれば、仕事にも身

が入ると思います。仕事には必ず意味がある、必要とされている、と受けとめることが大事です。

### 被災地のボランティアで 実感した「働く意味」

やはり「働く意味が見出せない」と相談にきていた20代後半の製造現場で働く青年がいました。相談が途切れて気になっていたのですが、久しぶりに連絡が入り面談しました。

笑顔で現れ、開口一番「実は有休を使って2週間被災地で地盤整備のボランティア活動をしてきました」と語りました。きつい、きつい、きびしい…の仕事です。しかし、被災地で、ふだんから嫌がられる仕事に黙々と取り組んでいる多くのボランティアを見て、青年も仲間に入ったのです。そして、自分がやっている仕事は、被災者のために直接役立つ

たことが実感できた時、「これが仕事なんだ」と納得したのです。

だれもがボランティア活動をするわけではありませんが、しかし、この青年の行動は大きな教訓を秘めています。業種や部署を問いません。この会社で（あるいは社会で）、自分がどういう位置にいて、自分がやっていることが周りの人たちにどんな意味があるか（役立っているか）が分かった時、前向きな気持ちになるでしょう。

自分がやりたいことをするために目標を作つて努力する姿勢を否定はしません。しかし、仕事をする本当の喜びは、たとえ「しんどい」と思うことでも、だれかのため、と考えた時に感じるものです。仕事をしていて気分が滅入った時、ちよつと思ひ出してください。



## HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

### 箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

### 有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

# 従業員第一の経営こそ 成長の基本

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

## 経営を支える年功序列制

長野県伊那市に独自の経営理念で「人を幸せにする会社」として知られる寒天機器メーカーがある。伊那食品工業株式会社である。終身雇用制を実践する、65歳までシニア社員として継続雇用を行い、その後も農園での農産物の生産や寒天製造の工程での廃棄物のリサイクルの仕事でいつまでも働くことができる。この会社の主な制度をあげれば、年功序列制、人員整理はしない、人件費をコストと考えない、新規採用を原則とする、経営者と従業員の関係は労使ではなく同志、快適なオフィス、工場、といういろいろあるが、経営を支えているのは人事管理制度のコンセプトである年功序列

である。これは、従業員のモラルアップの源泉でもある。「社員の気持ちバラバラでは、これは大きなロスにつながります。効率を追求する手段としての機械化、省エネに取り込むことも重要ですが、もつと根本的な効率化は、社員のヤル気を高めることです。機械はどんなに頑張ってもカタログに書かれた能力しか期待できませんが、人間がヤル気になれば二倍三倍の力を発揮してくれるのですから、そうなれば社員400人の会社が8000人の会社と同じになるわけです」と同社の塚越寛会長は言うのである。

効率追求と日本的  
経営は矛盾しない

高齢者雇用を推進するに

あたって、まず行われたのが高齢者で生産性が確保できる職場の改善である。高齢者は生産性が落ちるというデメリットを払しょくするためだ。改善は当初はハード中心だったが、すぐに伊那食品工業のように人と組織を含めてのものにステップアップした。この改善の余地となったのが品質管理手法や効率的な経営手法に贈られるデミング賞であった。戦後すぐに来日したW.E.デミング博士は組織が最も優れた製品を生産するには、企業内の全社員の完全な協力が必要とされ、経営方針は、経営者の見解ではなく、顧客が何を望んでいるかを出発点と考えるべきだと説いた。また博士は、戦後の復興期に誇りと人間性を失わない日本人の能力に最大限の敬意をもって接していたようで、こうしたことが経営哲学の中に芽生えたのである。その具体的システムが、年功序列制と終身雇用制であった。

海外企業にもある  
従業員第一主義

年功序列、終身雇用という会社は、高齢者雇用を推進する中でよくみられるが、微細な樹脂製歯車の製造で世界から注目されている愛知県の樹脂工業なども従業員第一の発想である。ただこの従業員第一主義はわが国の専売ではなく、アメリカにも従業員の幸せを第一に考えている会社はある。テキサス州の三都市を結ぶ航空会社サウスウエスト航空は業績でもトップクラスだが、その経営方針はエムプロイーズ・カム・ファーストである。スタッフバックスコピーも正社員とアルバイトの壁を無くし社員のヤル気を引き出している。従業員が幸せになれば、会社は発展する。



「生きる」を創る。

## Aflac 保険相談

募集代理店  
**(有)井田総合ビジネス**

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2  
TEL027-361-8431 FAX027-361-8455

**アフラック(アメリカンファミリー生命) サービスショップ 高崎飯塚店**  
(駐 駐車場完備)

アフラック い〜な  
**0120-0269-17**  
ホームページから見積りできます。  
<http://www.idasogo.co.jp>  
master@idasogo.co.jp

●営業時間 9:00~18:00 (日曜・祝日定休)●

ご来店・お電話お待ちしております。

# 次世代の有人潜水船開発／ 1万2千mの潜航能力／ 超深海の資源探査に挑む

産経新聞科学部記者 伊藤 壽一郎

世界最深の1万2千mまで潜航できる次世代の有人潜水船、「しんかい12000」の開発構想が、着々と進んでいます。海洋資源の宝庫である深海は近年、各国による資源探査の競争が激化しており、海洋研究開発機構（海洋機構）では、2023年ごろの運用開始を目指しているそうです。

は、こう意気込みを語りました。

世界で最も深い海底は、小笠原諸島（東京都）の南東に延びるマリアナ海溝のチャレンジャー海淵（水深1万911m）。海洋機構の有人潜水船、「しんかい6500」（潜航深度6500m）の2倍近い能力を実現すれば、前人未到の超深海が見えてきます。

## 小型でも快適

「世界最深部まで潜れる性能と高い居住性を実現し、より多くの研究者が長時間滞在できるようにしたい」。文部科学省とともに次世代有人潜水船の構想を検討している海洋機構の磯崎芳男海洋工学センター長

人が乗り込む部分を取り囲む球状の「圧力殻」です。次世代船はこの内径を現行の2mより小さくして、高い水圧に耐えるようにするそうです。水深1万2千mの世界では、1平方cm当たり約1・2トンもの力がかか

るため、圧力殻は少しでも小さい方が水圧に耐えやすくなります。

一方、機器類を小型化することで、船内の居住性は向上させられるといいますが、「しんかい6500」は操縦者2人と研究者1人が搭乗するのに対し、次世代船は同じ3人乗りですが操縦者を1人に削減し、研究者が2人乗れるようになります。

## 操縦室は透明に？

現在の圧力殻はチタン合金製ですが、次世代船では世界初となる強化ガラス製などを検討しています。現行船は小さな窓から外をのぞいています。操縦室が透明なガラス張りになれば視界が飛躍的に広がり、操作や調査の効率アップは確実です。

これまで1つだった圧力殻を増やす可能性もあるそうです。1つを操縦と観察

用、もう1つを休憩用にしたり連結すれば、居住性が大きく改善しますね。

現在の船内は非常に狭く、搭乗員はぎゅうぎゅう詰めの状態で、1回の潜航時間が8時間にとどまっている一因になっていました。圧力殻が2つになれば24時間以上の潜航も可能になるそうです。

生物や岩石などの試料を採取するロボットアームは、触れたときの感触や温度が分かる新機能を検討。さらに超高精度のカメラや高性能の燃料電池、浮力材など多くの新技術が盛り込まれる見込みです。

## 世界一奪還へ

深海底の調査は無人探査機でも可能です。にもかかわらず、どうして有人調査が必要なのでしょう？ 磯崎氏は「研究者が肉眼で直接観察することで、さらに研究が深まるから」と強調

しています。

国際競争の激化も一因です。水深6千m以上の超深海の有人調査は、長く日本の独壇場でしたが、資源探査のため各国が続々と参入。潜航深度6千mの有人船は既にフランス、ロシアが開発済みで、米国も現行船を6500mに改造して試験中です。2012年には7千mの中国の「蛟竜（こりゅう）」が登場し、日本は世界一の座を明け渡し、しまいました。

「しんかい6500」が1989年に完成してから、すでに25年。このまま開発の空白期間が続けば、せっかく日本が蓄積してきたノウハウが風化してしまいます。蓄積を引き継ぐ次世代有人潜水船の開発を、ぜひとも急がなくてはなりません。

女性部会

被災地視察研修会  
いわき法人会女性部会と交流

～福島県へ～

女性部会では、十月二十一日から一泊二日で被災地視察として福島県へのバスツアーを開催いたしました。

初日は、鶴ヶ城や五色沼を観光。宿泊した福島岳温泉では、親睦をはかり大変盛り上がりました。

二日目は、いわき市を訪問。スバリゾートハワイアンズにて震災講演を拝聴。「大震災」「大津波」「原発事故」「風評被害」四重苦と闘いながらランドオープンを迎えるまでの軌跡をお話いただきました。

また午後は、地元いわき法人会女性部会との交流会を開催しました。大震災について、それぞれの業種や立場での臨場感あふれる話をお聞きし、大変な苦労の中、経営を立て直し、法人会活動をしている様子を知ることができました。

今回は、観光や買い物で復興の応援をさせてもら

ましたが、これからも被災地に心を寄せ、早く「被災地が復興地」となることを心から祈るばかりです。

また、バスの車内では災害援助等のDVDを見たり、地元の語り部ガイドの体験談を聞きました。「あの日を忘れない」で私たちも日頃から災害について備えていかなければならないと改めて考えさせられる、貴重な濃密な二日間となりました。



青年部会

社会的責任としての  
租税教育活動と租税教室

【租税教室とは】

(国税庁資料より抜粋)

「租税教室」は、次代を担う児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらい、税に対する理解が、国民各層に広がっていくことを願って開催しています。(中略)

税金とは「社会共通の費用をまかなう会費」であるということを学んでもらい、なぜ税金が必要か、また、税金が社会のためにどのように使われているかなど、ビデオ等を使って説明します。

【管内での取り組み】

高崎税務署長、管内の市町村長、各教育長、校長会会長、県税事務所長、法人会を含む税務協力団体等で組織する高崎税務署管内・租税教育推進協議会(会長 高崎市長 富岡賢治氏)が中心に高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村の小学校、中学校、高等学校等を対象に租税教育活動・

租税教室の開催を行っています。

【高崎法人会での取り組み】

法人会青年部会としては、企業の社会的責任・社会貢献活動のひとつとして、部会員の理解と協力のもと、税知識の普及や啓蒙を目的に、租税教育活動推進協議会のご協力を得ながら租税教育活動の「租税教室」の開催を行っています。

また、税が大切なものと伝えると同時に、税が正しく使われているのかを国民一人一人が自分のこととして考え行動してほしいとの願いで租税教室を行っています。

【最後に】

青年部会に限らず、すべての法人会の会員企業の皆様のご理解とご協力で、企業の集合体として会員の社会的責任を果たすため、各種の社会貢献活動が行えますことを、改めてご理解いただければ幸いです。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094



安中

第2回安中市産業  
安中城址にぎわい朝市

(一社) 高崎法人会安中地区会では、平成26年11月23日開催の「第2回安中市産業祭 安中城址にぎわい朝市」について社会貢献事業として協賛を行いました。

安中城址にぎわい朝市は地域の買い物支援を目的として平成23年より実施しており、昨年度からJ A 確米安中と安中市との連携を図り、安中市産業祭として実施しています。

本年度は、富岡市・安中市・軽井沢町の2市1町観光連携協議会設立を記念した「2市1町観光連携ブース」、上野尻商工振興会様による「新島裏ゆかりの地商店街見本市ブース」群馬県トラック協会安中支部様によります「三崎朝市マグロ解体ショー」の3つの特設ブースの他、市内企業・市内団体に(一社)



高崎法人会安中地区会委員の出席を加えた全60ブースが出展し、イベントを盛り上げました。

また、イベントにおいて、商店街来場調査、観光事業に対する意識調査等の諸調査が行われ、今後の当市の地域振興に生かすことのできるイベントであったことをここに報告いたします。

赤城

沼田街道と溝呂木の大ケヤキ

渋川市赤城町の溝呂木、持柏木など沼田街道沿いの旧宿場町や地域には、今も江戸時代の名残を多く見つけることができます。

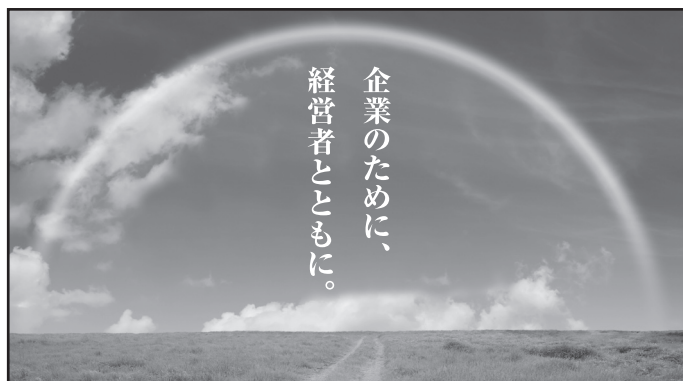
江戸時代の沼田藩主は江戸からお国入りする際には、中山道を来て本庄宿でわかれ、五料、前橋を通り田口、米野、溝呂木などの宿場を経て沼田城に入ったと言われています。

持柏木には、丸い平面の珍しい磁石製の道標が地上に埋め込まれています。本陣や問屋があつた溝呂木宿



では、庚申様や諏訪神社の常夜灯など当時を偲ばせるものが遺り、街並みにもかつての宿場街の風情が漂っています。

また諏訪神社の境内には、昭和43年5月に群馬県指定天然記念物として指定された大ケヤキがあります。かつては、樹高38メートル、目通り周9メートル、根元周16・5メートルもあり、御神木として崇められていましたが、昭和57年8月の台風で枝が落ち、本殿の屋根を壊し、危険な枝が切除されたので昔の面影はなくなっています。推定樹齢は800年ということです。



企業のために、  
経営者とともに。

T&D  
T&D保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、  
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、  
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

様 名

会員企業紹介

有限会社セゾンドはるな

代表取締役

倉品 萬代

一、所在地

高崎市榛名湖町八四七  
TEL〇二七―三七四―九六一

二、事業概要・会社PR

自然豊かな榛名湖畔に位置するホテル&レストラン。12室60名収容。きらめきとの出逢い、刻々と変化する湖の風景とフランス料理が当店の自慢です。おもてなしを求めに是非お越し下さい。



三、経営理念

最高のおもてなしをモットーにお客様に癒しの空間を演出します。お客様に満足を与える為、常日頃サービスの徹底をはかっております。自社の繁盛はもとより地域活性化の為に協力し、榛名湖地域の発展に寄与するのも当社の経営理念です。



様 東

会員企業紹介

株式会社サンレジン



代表取締役 諸田康彦

一、所在地

北群馬郡榛東村  
新井五二六一

二、事業概要

昭和57年の創業以来、食品関連のカトラリー製品の射出成型をクリーンな環境で行ってきました。お客様で取引先に恵まれている現在では化粧品容器、医



社屋外観

三、経営理念・会社PR

『クリーンな環境で一貫生産』をモットーに、平成20年に群馬県からクリーン度1000クラスの目指す経営革新計画の承認を頂き、さらに清潔な工場環境を目指していきます。高品質な製品を小回りをきかせてお届けいたしますので、なにとぞご命を賜りたくお願い申し上げます。



法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —  
新 **生きるためのがん保険** Days

がん保険なら



医療保険なら



— 法人会 —  
**ちゃんと応える医療保険**  
EVER

■引受保険会社(お問い合わせ先)

**Afiac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F  
法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

新 町

社会福祉法人鉄南会

## 中河原保育園

会員企業紹介



園 長  
佐藤 信昭

### 一、所在地

高崎市新町一四〇二一  
Ⅷ〇二七四一四二一七七八二

### 二、事業概要

当園は、法人会新町地区会会員である(株)武内産業の会長が園長を務める保育園です。

昭和54年に産声をあげた当園は36年を迎え、地域の協力のもと平成24年新園舎を竣工いたしました。

この伸びやかで斬新なデザインの新しい園舎は、建築家古谷誠章先生によるもので、子どもたちが気持ちよく園生活を過ごせるよう各所に配慮がなされたすばらしい施設になっています。また、なだらかにカーブした屋根、長く横たわる姿や広々とした内部空間があ



かもクジラを思い起こさせることから、クジラのキャラクターを園のシンボルに採用しています。

### 三、保育理念

『感性を育む環境と保育』

保育目標「幼児について」

- 活発で明るくのびのびとした、心身とも健康な子ども
- 物事に興味と関心を持ち、感動する情操豊かで生き生きとした子ども
- 基本的な生活習慣を身に付け、きまりを守る子ども

● 情緒の安定した、明るく活発な子ども

● 正しい生活習慣の身につく子ども

● 保育目標「乳児について」



## ウグイスが鳴くと春が来る

フリーランスライター 藤 木 順 平

カレンダーが1枚めくられて2月になると、年末年始のころに比べ、太陽の光に力強さを感じるようになる。ロシア語では「光の春」というそうだ。

ただし、春の気分は光だけ。寒さはもうしばらく続くことになる。

「春は名のみ風の寒さや…」で始まる『早春賦』（吉丸一昌作詞、中田章作曲）が発表されたのがおよそ100年前の大正2年。歌はこのあと、「谷のウグイスもスタンバイしていたけど、寒いし、時季的にもちよつと早いから鳴かないよ」というような意味の歌詞になる。ウグイスの鳴き声といえば「ホーホケキョ」が

一般的だが、これは「さえずり」といって、オスだけが鳴き、自分の縄張りを示す。地鳴きは「チャツチャツ」と聞こえる。

春告鳥（はるつげどり）の別名があるウグイスだが、気象庁の生物の動向で季節の移り変わりを調べる「生物季節観測」の対象になっている。「ホーホケキョ」と初めて聞いた日が「ウグイスの初鳴き日」。これから3月、4月と「初鳴き前線」は日本列島を北上していくので、鳴き声を聞きたい方はもうしばらくお待ちを。地球は温暖化。きつと、100年前より現在のウグイスは少し楽になったに違いない。



ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国90万社の、会員組織です。

会 員  
募 集 中



一般社団法人高崎法人会 事務局  
TEL : 027-363-4526  
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

# 税理士会

## 確定申告における税務支援事業と税理士

関東信越税理士会  
高崎支部 税理士 羽鳥 幸生

高崎法人会の皆様、明けましておめでとうございます。

この一年が、皆様にとりまして輝かしい年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

新年を迎えますと、まもなく所得税の確定申告の時期となります。

法人企業の場合は、各社が定款で定めた決算日に基づいて、それぞれの決算期に応じた時期に決算・申告を行います。個人事業主やサラリーマンについては、(特別な場合を除き)一律に12月31日が決算日とされており、全員が同じ時期に決算・申告を行うこととなります。

マスコミのニュースで、「今日から所得税の確定申告がスタートしました」というアナウンスとともに、

芸能人やスポーツ選手が報告の手続きをする様子が報道されているのをご覧になったことがあるのではないのでしょうか。

確定申告は、申告納税制度(納税者自らが、税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付するというしくみ)に基づくものであり、納税者が憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行するためのものであります。

税理士は、納税義務者の信頼にこたえ、この「納税義務の適正な実現」を図るという使命を担っています。税理士法において、税理士業務は有償・無償を問わず税理士以外の者が行うてはならないこととされて

います。

そこで税理士会では、税理士を委嘱することが困難な比較的小規模な納税者や近年増加しつつある還付申告者などに対し、これらの方々の申告業務を無償ないし低額な報酬によってご支援するものとしての施策を「税務支援事業」と定め、税理士の全員にこの事業に携わることを義務づけています。

確定申告期において、税理士会高崎支部の会員が行っている税務支援事業には次のようなものがあります。

1. 高崎税務署、ピエント高崎における無料申告相談
2. 国税局が開設する「申告案内コールセンター」における電話相談

3. 各地商工会、青色申告会の決算・申告検討会
4. 群馬高崎農協税務協議会のJA組合員に対する申告相談会
5. 各金融機関の申告相談会
6. 税理士事務所における無料申告相談

さて、我が国における人口減少、少子高齢化、産業構造の変化や経済のグローバル化・複雑化に伴って、今後の税制もめまぐるしく変化していくものと思われまます。また、マイナンバー制度の導入やICT(情報通信技術)のさらなる進展とともに「確定申告」の私たちも大きく様変わりしていくかもしれません。

しかし、そのような中であっても、納税が国家財政の基礎であることは将来も不変であり、税理士は納税者の皆様の信頼に応えるべく行動してまいります。

今後ともどうぞよろしく  
お願い申し上げます。

# 税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ 寸 話 経 営

租税教育について

伊藤 明 税理士 高崎支部 関東信越税理士会

平成26年3月20日、税理士法の改正により、租税教育が税理士会の行う三大社会貢献の一つとして位置付けられました。

租税教育とは各小中学校に訪問し、租税の使い道等の説明を通じ、健全な納税者意識を養成することです。

私も小学校に訪問し、租税教育を行ってきました。

感想としては、小学生に税金の説明は難しいのかなと思っておりましたが、以外に皆さんの反応がよく驚きました。(私が小学生の時は税金と言われてもあまりピンとこなかったのですが)特に消費税についての関心がすごく高く、税率を何パーセントまで上げればよいのかと質問がきたりしました。(正直、私も回答に困りましたが……)また、税金で運営されて

いる施設について一緒に考えてみたところ、小学校、図書館、公園等色々な施設が出てきました。が、ディスプレイも税金で運営されているという意見にはびっくりしました。

その他には宝くじの当選金には税金が課税されるのか?等のクイズを行ったりして有意義な時間を過ごすことができました。

全体としては小学生を相手に税金を説明するのは説明のアプローチが難しいとともに新たな発見があり、私も勉強になった部分もありました。ここでは、私が特に感じた部分について列挙していきたいと思えます。

① 小学生は、税金といえども間接税が先に思い浮かぶみたいです(消費税、自動車税、入湯税は知っている小学生が多かった

です)。

② 昨今のニュースの影響かもしれませんが、税金は国を運営していくために必要なのだと認識している小学生は多かったです。

③ 税務署の存在を知っている小学生は少なかったです。また、知っている小学生も各県に1つしかないと思っ

ています。今回、初めての租税教育でしたので試行錯誤の部分が多かったのですが、色々な事例を組み合わせることで説明を通じて税金の大切さを理解していただけたのではないかと思います。

今後は今回の経験を活かして小学校のみならず中学校、高校への租税教育へも積極的に参加し、中学生、高校生に対して租税の大切さを理解して頂けるように

していきたいと思えます。

また、税金に対する理解をよく深くして頂くために租税教育の説明のアプローチの仕方等を研究し、消費税、自動車税等の間接税以外の税金(所得税、法人税、相続税等)についても理解して頂けるようにしていきたいと思えます。

最後に税理士登録初年度に租税教育を通じて税金の大切さを伝えることを通じて少しでも社会に貢献することができて、大変勉強になったとよかったです。



# 相続税のしくみ

(イメージ図)

平成27年1月1日以後に適用される主な改正内容

## 改正1 基礎控除の値下げ

遺産に係る基礎控除額が引き下げられ、相続税の課税対象となる方の範囲（相続税の課税ベース）が拡大されます。

改正前

$5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人数}$



改正後

$3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人数}$

〈例〉法定相続人が配偶者と子2人の場合  
 $5,000万円 + 1,000万円 \times 3人 = 8,000万円$



$3,000万円 + 600万円 \times 3人 = 4,800万円$

## 改正2 税率構造の見直し

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

## 改正3 税額控除の見直し

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

## 改正4 小規模宅地等の特例の見直し

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

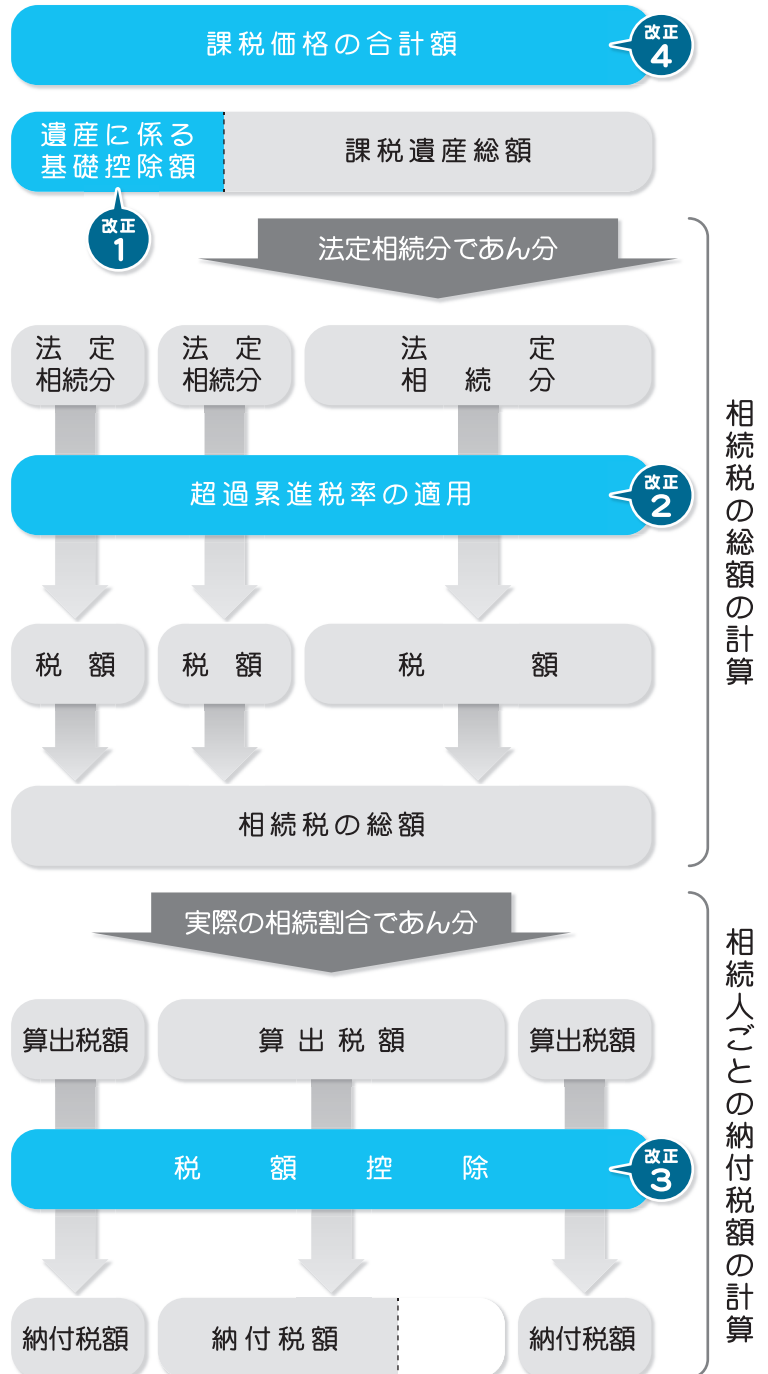


## 事業承継税制の見直し (非上場株式等の納税猶予)

適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

適用関係…「改正1」から「改正4」までの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税

について適用されます。



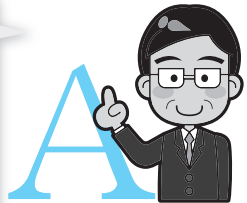
※相続税の改正内容の詳細及び平成27年1月1日以後の贈与に係る贈与税の改正につきましては国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) をご覧ください。

# 相続税の申告 Q & A



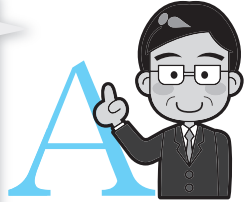
どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか？

課税価格の合計額が基礎控除を超える場合、その財産を取得した各人は、相続税の申告をする必要があります。



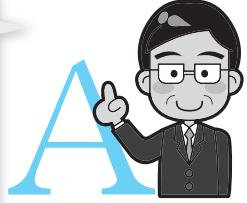
小規模宅地等の特例を適用することにより課税価格の合計額が基礎控除以下となる場合には、申告をする必要があるのでしょうか？

小規模宅地等の特例の適用前に課税価格の合計額が基礎控除を超える場合には、申告する必要があります。



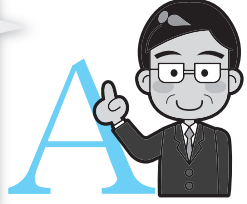
①養子（普通）がいる場合、②放棄した相続人がいる場合の法定相続人の計算方法は？

①被相続人に実子がいる場合は1人まで、被相続人に実子がいない場合は2人までを法定相続人の数として計算します。②放棄がなかったものとして法定相続人の数を計算します。



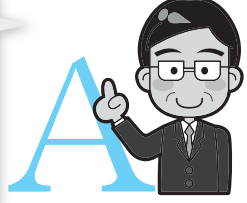
相続税の申告書は、いつまでに提出するのでしょうか？

相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内に提出する必要があります。



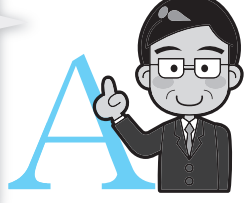
不動産はどのように評価するのですか？

土地については、「路線価図」や「評価倍率表」により評価します。また、家屋については、固定資産税評価額により評価します。なお、「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページで閲覧することができます。 ([www.rosenka.nta.go.jp](http://www.rosenka.nta.go.jp))



相続税を計算する場合、居住用又は事業用の宅地についての特例があると聞きましたが、どのような特例ですか？

相続税の計算をする場合、一定の要件の下、居住用の宅地や事業用の宅地についてその資産の価額を減額する小規模宅地等の特例が設けられています。



# 所得税の確定申告書は自宅等で作成できます！

確定申告会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。

ご自宅等のパソコンから、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、夜間休日などご自身の都合のよい時間に確定申告書を作成することができます。

国税庁ホームページの



作成した確定申告書は、①プリンタで印刷し税務署へ郵送等で提出するか、②e-Tax（国税電子申告・納税システム）で税務署へ送信してください。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で印刷することができます（プリント代がかかります）。  
 ※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料を要します。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

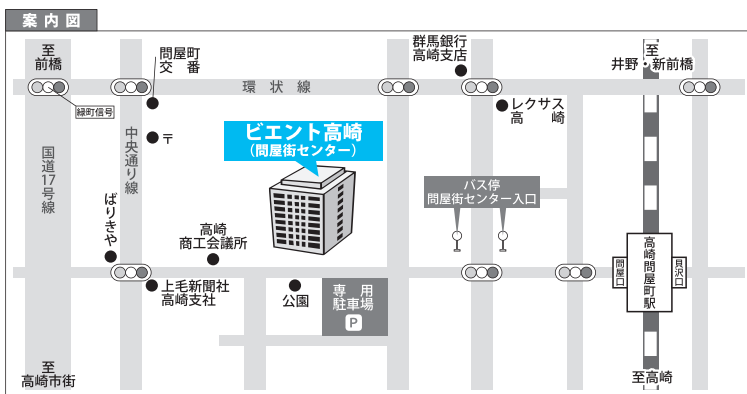
**【確定申告書等作成コーナーのパソコン操作に関するお問い合わせ先】**  
**e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901**

受 付 時 間		
平成27年 1月13日（火） ～ 3月16日（月）	月曜日～金曜日（2月11日を除きます。） 2月22日、3月1日・8日・15日の日曜日	午前9時～午後8時
上記以外の期間	月曜日～金曜日 （祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）	午前9時～午後5時

# 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

- 確定申告会場** ビエント高崎（エクセルホール）  
高崎市問屋町2丁目7番地
- 開設期間** 平成27年2月12日（木）～3月16日（月）（土・日を除きます。）  
（※2月22日及び3月1日の日曜日に限り、開設します。）
- 受付時間** 午前9時～午後4時  
申告書の作成には時間を要しますのでお早めにお越しください。  
会場の混雑状況により受付を早めに締め切る場合があります。

※署外申告会場設置期間中は、高崎税務署庁舎では申告相談を行っておりません。



- JR上越線・両毛線…  
「高崎問屋町駅（問屋口）」から徒歩5分
- JR高崎線…  
「高崎駅（西口）」から市内巡回バス「ぐるりん」大八木線（中尾・日高病院コース【下り】）乗車、「問屋街センター入口」停留所下車、徒歩3分

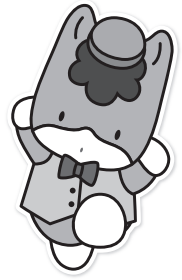
**確定申告会場に関するお問合せ先**  
**高崎税務署 ☎027-322-4711**  
（自動音声案内が流れますので、ご相談内容に応じた番号を選択してください。）



## 県税の

# 「口座振替制度」

## のご案内



「個人の事業税」・「自動車税」の納税には、**口座振替**が利用できます。

### 口座振替制度とは？

銀行口座から納期限に自動的に振替納税いただける納税制度です。

#### 便利

納税のためわざわざ金融機関等へお出かけになる必要がなく便利です。



#### 安全

現金を扱いませんので、盗難等の災難の心配がなく安全です。



#### 確実

納税を忘れる心配がなく、期限までに確実に納税できます。



### ご利用の手続きは？

- ★ 金融機関（ゆうちょ銀行を除く）、行政県税事務所、自動車税事務所、市町村窓口においてある「申込ハガキ」に必要事項を記入・押印して投函してください。
- ★ 1枚のハガキで個人の事業税と自動車税を同時に申し込みます。自動車税については、2台以上の自動車を所有している場合でも、1枚のハガキで同一名義の自動車すべてを口座振替にできます。

### 申込期限

次の期限までに申し込まれますと、**平成27年度分から口座振替**となります。

- 個人の事業税 平成27年6月末日
- 自動車税 平成27年2月末日

■ 不明な点、資料請求などお気軽にお問い合わせください。  
○ お問い合わせ先群馬県高崎行政県税事務所  
電話 027-322-6297（代表）  
個人の事業税：事業税係  
自動車税：軽油引取税係

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

	安中 ① (株) ヌーベル三浦 ② 三浦 謙二 ③ 安中市下磯部 ④ 洋菓子製造販売	高崎 ① 土屋商事 (株) ② 土屋 嘉章 ③ 高崎市石原町 ④ 再生資源卸売業	高崎 ① (有) エイケー物流 ② 秋谷 猛 ③ 高崎市山名町 ④ 運送業
青年 ① (株) 智光 ② 松澤 昌紀 ③ 高崎市箕郷町富岡 ④ 施設介護サービス	倉渕 ① (同) くらぶち本舗 ② 塚越 正平 ③ 高崎市倉渕町岩氷 ④ ドライブイン	高崎 ① ヒキダ工業 (株) ② 引田 美幸 ③ 高崎市井野町 ④ 電気機械器具製造業	高崎 ① (株) 永真工業 ② 宮永 直 ③ 高崎市栗崎町 ④ 建築・窩
青年 ① (株) アルファー・エイト ② 鈴木 明弘 ③ 高崎市箕郷町西明屋 ④ 管工事	吉井 ① (株) くらーぼー ② 飯塚 康夫 ③ 高崎市吉井町吉井 ④ 障害児通所支援事業	高崎 ① (株) フィールディズ ② 品川 幸仁 ③ 高崎市緑町 ④ 不動産業	高崎 ① 協真建設 (株) ② 五十嵐 真 ③ 高崎市正観寺町 ④ 建設業
青年 ① (株) MeLs ② 松澤 直紀 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 車両販売	吉井 ① (株) ブロック ② 高橋 淳一 ③ 高崎市吉井町池 ④ 電気工事業	高崎 ① (株) マキエー貫堂 ② 片岡 淳 ③ 高崎市高松町 ④ 小売業 薬局	高崎 ① (株) ケーズプロデュース ② 小林 勇太 ③ 高崎市大八木町 ④ 自動車修理・販売業
青年 ① ミサトリース (株) ② 大矢 雅人 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 器具リース業		高崎 ① (有) 和可奈 ② 富田 一美 ③ 高崎市上並榎町 ④ 飲食業	高崎 ① (株) シナエアシステム ② 椎名 健二 ③ 高崎市綿貫町 ④ 空調設備業
青年 ① (有) エアックス ② 高岸 博幸 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 空調設備業	女性 ① (株) ユニマック ② 岡田 ひろ子 ③ 高崎市下滝町 ④ 金属加工業		高崎 ① (有) ジェイエヌエス ② 中西 直生 ③ 高崎市中尾町 ④ 電気通信工事業
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		渋川 ① (株) エリスプランニング ② 渡邊 哲 ③ 渋川市渋川 ④ テニスクラブ・スクール運営	高崎 ① (株) 大學 ② 田中 輝幸 ③ 高崎市和田多中町 ④ 飲食店

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

高崎税務署管内では、会員企業約5000社からなる『高崎法人会』が税務協力団体として、会員企業のため、地域社会のため、活動を行っております。  
企業の発展と、地域社会への貢献のため、法人会にご入会くださいますようお願い申し上げます。

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

電子申告で効率UP!


国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税には  
ダイレクト  
納付  
が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。  
\* 事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
\* 届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

● 添付書類の提出省略

● 還付がスピーディ



法人会オリジナルキャラクター「けんた」

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

# 表紙説明

## 平成26年度 ロバート キャンベル氏公開講演会

平成26年11月14日、高崎市総合福祉センターにて、税を考える週間協賛事業として、ロバート キャンベル氏による公開講演会を開催しました。

約180名の来場者を迎え、「生きる手ごたえを、人はどう掴み取ってきたか」と題して講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

### 【プロフィール】

九州大学文学部講師(1987年)、国文学研究資料館助教授(1995年)、東京大学大学院総合文化研究科助教授(2000年)、現在は東京大学大学院総合文化研究科教授(日本文学担当)。



「スッキリ!!」コメンテーター(日本テレビ系)、「いま世界は」(BS朝日)、「Booked for Japan」(NHK 国際放送)など。その他、講演や新聞、雑誌、WEBなどで活躍中。

## 法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第155号

平成27年1月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
(発行所)一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006  
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576  
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/  
(企画・編集)広報委員会:委員長 嶋方 徳郎  
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

## e-Tax 利用に関する 法人会 「会員優待サービス」 の お知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が1年間無料になります。

※このサービスはe-Tax利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

### 1. 優待サービスが受けられる金融機関と内容

#### ◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,050円⇒**無料**  
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,250円⇒**無料**

#### ◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,050円⇒**無料**  
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,250円⇒**無料**  
※別途、契約時に契約料として2,100円(消費税等込、契約時のみ)

#### ◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,100円⇒**無料**

#### ◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………1,050円⇒**無料**

#### ◎アイオー信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,100円⇒**無料**

### 2. 申込み手順

- ①各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。
- ②高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」(\*)に署名押印する。  
※証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。
- ③上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申し込む。

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優待サービスにご賛同していただける場合がございます。法人会事務局までご一報いただければ幸いです。

お問合せ先 一般社団法人高崎法人会 事務局  
TEL:027-363-4526

## ホームページリンク企業募集中!

### 会員企業の皆様の ホームページを 法人会のホームページに リンクさせてください。

リンクご希望の方は、必要事項をお書きの上、次のメールアドレスにお申込ください。

office@takasaki-hojinkai.com

件名:リンク希望

- 必要事項
- |      |                |
|------|----------------|
| ①法人名 | ②法人名ふりがな       |
| ③所在地 | ④電話番号          |
| ⑤URL | ⑥PR文章(200文字以内) |

# タニタの取り組む 健康経営と その展開について



講師

株式会社タニタ

経営会社長付事業戦略部長

株式会社タニタヘルスリンク執行役員副社長

丹羽 隆史 (にわたかし) 氏

## プロフィール

中央大学法学部を卒業後、ミサワホーム(株)にて経営企画部 企画グループ マネージャーを、コナミ(株)にて経営企画Gゼネラルマネージャー、コナミデジタルエンタテインメント経営企画部長、e-フィットネス事業部長、商品開発部長、法人会員事業部長等を歴任。

平成25年(株)タニタへ入社し経営会社長付事業戦略部長に就任。平成26年に経営会社長付事業戦略部長 兼 (株)タニタヘルスリンク執行役員副社長に就任し現在に至る。

## 日時

平成27年3月12日(月)

午後6時30分～午後8時 ※受付午後5時30分～

無料

## 会場

高崎市総合福祉センター  
たまごホール(2F)

高崎市末広町115-1  
TEL:027-370-8822

## 締切

2月26日(木) 必着

※定員を超えた場合は抽選とさせていただきますのでご了承ください。

## 主催



高崎税務署管内 税務協力団体  
一般社団法人 高崎法人会

※駐車場に限りがございますので、  
乗り合わせや公共交通機関等  
ご利用をお願いいたします。

## 申込み方法

### 1. 法人会 会員の皆様

高崎法人会ホームページから  
チラシをダウンロードし  
FAXにてお申込み下さい。

### 2. 一般の皆様

次の要領で記入した、  
**1名につき1枚の往復はがきで**  
お申込み下さい。  
(返信面が**入場整理券**となります)

返信オモテ：申込される方の住所・氏名  
返信ウラ：白紙のまま  
往信オモテ：高崎法人会住所(P.26 奥付参照)  
往信ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号

高崎法人会 TEL:027-363-4526  
URL: <http://www.takasaki-hojinkai.com/>